

3 1 循環第 7 2 8 号

令和 2 年 1 月 1 0 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長

(公 印 省 略)

令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について (通知)

このことについて、令和 2 年 1 月 7 日付け環循適発第 2001071 号及び環循規発第 2001072 号で、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴団体の各会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課

産業廃棄物グループ

一般産業廃棄物グループ

電 話 052-954-6235 (産業廃棄物グループ)

052-954-6234 (一般廃棄物グループ)

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp